

規 約

調 布 市 少 年 野 球 連 盟

改定 平成30年2月4日

第一章 総則

<名称>

第1条 本会は調布市少年野球連盟と称し、本会を会長宅に置く。

<目的>

第2条 本会はアマチュアスポーツとしての正しい軟式少年野球（以下少年野球）を市内の少年に普及し、もってその健全な育成ならびに相互の親睦を図ること及び社会福祉に対する理解を深めることを目的とする。

第二章 事業

<事業>

第3条 本会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (一) 春季大会
- (二) (社)調布市体育協会主催の夏季大会
- (三) 調布市民体育祭参加の秋季大会
- (四) 上部大会、その他大会への参加
- (五) 赤い羽根大会の主幹
- (六) 他地域との親善試合
- (七) その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 組織

<組織>

第4条 本会は所在地が調布市にある少年野球チーム（1名の代表者で組織されている団体。以下これをチームという）であり、規約第14条に定める登録規定により加盟登録されたチーム及び審判部によって組織する。

第四章 役員

<役員>

第5条 本会にチーム代表経験者、チーム代表からなる次の役員を置く。

- (一) 会長 1名 本会を代表して会務を統括し、他の地域との交流を計り本会の維持発展につとめる。
- (二) 副会長 2名 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (三) 理事長 1名 連盟全般の運営を統括する。
- (四) 副理事長 3名 理事長を補佐し本会内部の統括をする。
- (五) 総務部長 1名 会費等による連盟の運営の会計事務及び決算書、

予算書の作成。大会来賓に対する案内の送付。規約等の改正

- (六) 企画部長 1名 年間計画の策定、大会の運営・企画
- (七) 事務局長 1名 大会記録、議事録、公文書の作成及び保管。
他連盟、団体の窓口

2 副理事長の役員数については、定員未満でも可とする。

<理事及び顧問>

第6条 理事は各チームの代表者及び総会において選任された者、審判部長とし細則 I -a に定める業務を分担する。

2 役員を退任した者を理事会の承認により顧問とすることができる。

<役員を選出>

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (一) 会長は総会で選出する。
- (二) 副会長は会長が任命し、会長が委嘱する。
- (三) 正副理事長・総務部長、企画部長、事務局長は総会で選出し、会長の承認を受ける。
- (四) 理事の実務分担は総会で決定し、会長が委嘱する。

<役員任期>

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第五章 会議

<会議>

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- (一) 総会
- (二) 役員会
- (三) 理事会

<総会>

第10条 総会は、会長、副会長、理事長（以下これを三役という）と他の役員及び理事及び各チームの委員1名（監督）で構成し、三分の二以上の出席をもって成立する。ただし、委任状または代理人は認める。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (一) 三役及び他の役員を選任
- (二) 事業計画と予算案
- (三) 理事の実務分担
- (四) 運営委員会の選出、運営委員長決定
- (五) その他、総会において必要と認めた事項

- 3 総会は、年1回とする。但し、役員会または、理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

<役員会>

- 第11条 総会及び理事会にはからなくてもよい案件については、役員会で決定する。但し、決定には役員の過半数を必要とする。

<理事会>

- 第12条 理事会は、3役を含む役員と理事で構成し成立は総会に準ずる。

- 2 理事会は次の事項を議決する。
 - (一) 年次の運営に関する事項の補足
 - (二) 年次の予算に関する事項の補足
 - (三) その他必要と認められた事項

- 第13条 会議の議長は理事長または副理事長があたる。

- 2 会議での議決事項は、出席者の過半数の賛成によって成立する。但し規約（細則、内規）に関する事項は、出席者の三分の二の同意をもって可決とする。

第六章 資格

<資格>

- 第14条 本会に登録できるチームは、原則代表者が調布市に在住していること。

- 2 本会に登録できる選手は、原則として調布市に在住する小学六年生以下の小学生とする。登録された後に調布市以外に転校した場合はこの限りでない。
- 3 調布市内の学校で、東京都及びその他の地域から通学を認められている場合は、前記各項を適用しない。

<登録>

- 第15条 各チームは年度始め（総会）に用紙にてチーム登録をしなければならない。

- 2 各大会の選手登録は、その大会の運営委員長に提出する。提出の期限については内規で定める。

<変更>

- 第16条 大会期間中における登録した選手のクラス変更は認めない。

- 2 大会の途中登録は、内規に定める。

<登録クラス>

- 第17条 大会中は、A. B. C.3クラスの登録によりクラス別に試合を行う。

ただし例外については、内規によって定める。

- (一) Aクラス :小学6年生以下
- (二) Bクラス :小学5年生以下

(三) Cクラス :小学4年生以下

第七章 加盟及び脱退

<加盟>

第18条 本会に加盟するには、加盟申込書及び登録名簿を提出し、理事会の承認を得て成立する。(注、この条項に特別の規定は設けない)

<脱退>

第19条 本会を脱退する場合は、会長に脱退届を提出することとする。

第八章 会計

<運営費>

第20条 本会の収支は次の各項をもって構成する。

- (一) 年間登録費(細則で定める)
- (二) 大会参加費(細則で定める)
- (三) 寄付
- (四) その他

<臨時会費>

第21条 年間の運営費が不足した場合、または特別の事業の為に必要とする時は、理事会の議決により会費の臨時徴収をすることが出来る。

<会計年度>

第22条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第九章 運営委員会

<運営委員会>

第23条 総会で決定した運営委員の互選により委員長を選出し会長がこれを委嘱する。

- 2 運営委員長は、その大会の運営に関する一切の責任を負う。
- 3 運営委員は委員長を助け、その大会に関する一切の業務を行う。
- 4 運営委員長は、運営にあたって連盟役員と連携を図り実施する

<大会要項>

第24条 総会、又は理事会で決定された事項に基づき、運営委員会が作成する。

- 2 大会要項の作成にあたっては、連盟役員と調整を行う。
- 3 大会要項は、会長の承認を受けなければならない。

第十章 大会の実施

<参加資格>

第25条 大会に参加するチームは、総会又は理事会に出席し参加を申し出、欠席の場合は事前に理事長に連絡しなければならない。

(一) 人数不足で合同で参加するチームは、総会又は理事会の承認を得なければならない。

2 本会に登録していないチームに関しては、細則に定める。

3 参加チームは、内規に定められた期日までに、登録書を運営委員長に提出する。

<大会の実施>

第26条 大会の実施は、大会要項に基づいて行われる。

2 各チームは、運営委員の指示に従わなくてはならない。

3 学校行事及びそれに準ずる行事以外は、試合日程を変えることはできない。但し上部団体に出場するチームに関しては、最大限(2日)の考慮をする。

4 雨天の中止は運営委員長が決定する。

試合中の雷による中止も同様とする。但し試合中における雨天中止については、球審の判断とする。

第十一章 審判部

<審判部>

第27条 本会は、専門部として審判部を置く。

2 審判部は、部長、副部長を互選し、会長が委嘱する。任期は2年とすし、再任は妨げない。

3 大会の審判は、審判部が主体となる。

4 開会式、閉会式におけるグラウンド設営、選手誘導を行う。

第十二章 賞罰

<処分等>

第28条 本会の名誉棄損や趣旨目的に反する行為、または社会通念上不都合とみなされる行為があったときは、倫理委員会が事実関係について調査し役員会に報告する。

役員会は、倫理委員会の報告内容について協議し、処分内容を決定する。

処分の決定は、理事会に諮り過半数をもって決定する。処分の詳細及び処分に対する異議については、細則に定める。

<賞及び慶弔>

第29条 本会に特に功労があった者(チーム)には、役委員会の協議により細則に定める賞を贈ることが出来る。

2 慶弔については、細則に定める。

第十三章 法令遵守

<倫理規程>

第30条 連盟の行動基準及び倫理の確立のため「倫理規程」を別に定める。

<倫理委員会>

第31条 連盟は、法律を遵守する公正で誠実な活動を実践することを目的として倫理委員会を設置する。

2 委員会は、会長以下の役員と審判部長、理事の中から1名で構成する。

3 委員会は、委員長が召集する。

4 倫理委員会の任務、役割については、倫理規程に定める。

第十四章 細則及び内規

<細則>

第32条 本規約を補足するために細則を定める。

<内規>

第33条 大会を円滑に運営するために内規(競技者必携、調布市少年野球連盟内規)を定める

附則

本規約の改正は、総会出席者の三分の二以上の同意がなければならない。

細則及び内規については、理事会の議決により改正できる。

本規約は、平成30年2月4日より施行する。

制定	昭和51年8月	1日
改正	昭和55年2月	1日
改正	昭和60年2月	1日
改正	平成7年2月	1日
改正	平成11年2月14日	
改正	平成26年2月	2日
改正	平成27年2月	1日
改正	平成30年2月	4日